

基 発 0 6 2 5 第 1 号
平 成 2 2 年 6 月 2 5 日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成22年3月1日付け福井労発基第31号をもつてりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものと判断する。

■■■■に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成22年6月16日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫）
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成21年2月19日（療養補償給付）

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量については、直読式ポケット線量計(以下「PD」という。)及びフィルムバッジ(以下「FB」という。)によって測定が行われており、その結果は

[REDACTED]

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、ホールボディカウンタによって測定されており、その結果は [REDACTED]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは [REDACTED]

5 請求人の療養の経過について

[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量は、 [REDACTED]

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理の状況から、 [REDACTED]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは [REDACTED]

以上のことから、請求人には、電離放射線の被ばく [REDACTED]

2 業務上外について

[REDACTED] 請求人に発症した悪性リンパ腫については、業務に起因して発症したものとは認められないものと判断する。

基 発 0 6 2 5 第 2 号
平 成 2 2 年 6 月 2 5 日

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成22年3月31日付け長崎労基発第244号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第7号10に定める業務上の疾病として取り扱われたい。

■■■■に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成22年6月16日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 死亡年月日 [REDACTED]
- (4) 所属事業場 [REDACTED]
- (5) 傷病名 悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫）
- (6) 発症年月日 [REDACTED]
- (7) 労災請求年月日 平成20年12月4日（遺族補償給付ほか）

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 被災労働者の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 被災労働者の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばく

被災労働者の外部被ばく線量については、ガラスバッジ又は電子式個人線量計によって測定が行われており、その累積被ばく線量は [REDACTED] (別紙1参照)。

なお、被災労働者は作業区域に応じて規定された保護具を着用し、作業を行っていた。

(2) 内部被ばく

被災労働者の内部被ばくは、ホールボティカウンタによって定期的に測定されてお

り、その結果は [REDACTED] (別紙2参照)。

(3) 事故的被ばく

所属していた [REDACTED] からの報告書及び原子力発電所による調査の結果、事故的被ばくは [REDACTED]

5 被災労働者の療養の経過について

[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 被災労働者の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

被災労働者の外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理を合計した [REDACTED]

(2) 内部被ばく

被災労働者の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理の状況から、 [REDACTED]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは [REDACTED]

以上のことから、被災労働者の累積被ばく線量は [REDACTED] と判断する。

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると非ホジキンリンパ腫については、白血病の認定の基準として昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」に定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当

② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの1/5～1/6程度であることから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね1/5に相当するものと判断することが適当

とする考え方を示しており、本件の業務上外の判断においてもこの考え方に基づき行うことが適当である。

(2) 結論

ア 被災労働者の発症した疾病は、[]の診断結果、死亡診断書等から、非ホジキンリンパ腫である[]と判断される。

なお、発症時期については、[]とするのが妥当である。

イ 被災労働者の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、

[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]

本件については、放射線従事年数を[]とすることが妥当である。

ハ したがって、認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は、25mSv (5mSv×5倍) × [] = []とするの

が適当である。

以上により、被災労働者の被ばく線量が [REDACTED] であることから、被災労働者に発症した悪性リンパ腫については、放射線業務に起因する疾病と判断することが妥当である。



